

## 第12章 薬務課

### 1 薬務行政の推進

#### (1) 現状

近年の急速な少子高齢化の進展や疾病構造の変化等により、医療を取り巻く環境は大きく変化している。中でも県民の生命、健康に直接関わる医薬品等については関心が高く、その品質・有効性・安全性の確保と適正使用の推進は良質な医療を提供する上でより重要なものとなっていることから以下の施策を実施する。

#### (2) 施策

##### ア 薬事対策

医薬品の使用による健康被害等を未然に防止するため、医薬品の適正使用の推進を図る。また、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するため、後発医薬品及びバイオ後続品の安心使用促進を図る。

さらに、医薬品等の製造販売業、製造業、薬局及び医薬品等販売業者等に対し、許可等事務並びに製造販売承認事務を適切に行うとともに、監視指導等を通じ、法遵守の徹底を図る。なお、一般用医薬品の販売に関しては、薬剤師等による相談及び医薬品のリスクの程度に応じた情報提供等が行われる体制を整備するとともに、インターネット等販売における情報提供を適切に行う。

##### イ かかりつけ薬剤師・薬局の推進

「患者のための薬局ビジョン」に基づき、地域包括ケアシステムの中で服薬情報の一元的・継続的把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導等の機能を果たす「かかりつけ薬剤師・薬局」の推進を図る。

##### ウ 毒物劇物の安全確保対策

毒物劇物による事故等は、甚大な健康被害が発生するおそれがあることから、毒物劇物を取り扱う者に対する監視指導や講習会を実施するとともに、事故等発生時には、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に対応し、被害の拡大防止を図る。

##### エ 献血の推進

国、市町村及び千葉県赤十字血液センターの協力のもと、必要な献血量を確保するため、献血推進キャンペーン・月間運動を実施する。また、少子高齢化により献血可能人口が減少するなか、将来にわたって献血者を安定的に確保するために若年層に対する普及啓発の強化を図る。さらに、適正かつ安全な輸血療法の向上を図るため、医療機関での血液製剤の適正使用を推進する。

##### オ 造血幹細胞移植の推進

骨髄・末梢血幹細胞移植を必要とする患者が年間約2千人になるなか、広く骨髄バンクの登録を啓発する。また、ドナーが骨髄を提供しやすい環境をつくるために、企業・団体等に対して骨髄ドナー休暇制度の整備を推進する。

##### カ 薬物乱用防止対策

覚醒剤及び若年層での大麻の乱用が社会問題となっていることから、薬物乱用防止対策を包括的に推進するため、平成27年4月に施行した「千葉県薬物の濫用の防止に関する条例」等に基づき、関係機関と連携し、監視指導、広報啓発などの各種対策を強化する。

##### キ 飲料水の安全確保対策

県民の健康な生活に欠くことのできない飲料水の安全確保を図るため、水道施設の監視指導、飲用井戸の衛生管理に係る広報啓発、水質検査の精度管理事業などを実施する。

##### ク 温泉の保護、安全・適正利用対策

貴重な地下資源である温泉を保護し、採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び適正な利用を図るため、温泉の掘削等の許可事務、温泉施設の監視指導等を実施する。

##### ケ 災害時等の医薬品等の確保対策

地震発生時等に備え、必要な医薬品等を備蓄し、迅速かつ円滑に対応をできる体制を整備する。

## 2 薬事関係

### (1) 薬事監視指導

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等の品質、有効性及び安全性を確保するために、県では薬務課及び保健所（健康福祉センター）に薬事監視員を配置し、対象施設に対し薬事監視指導を行っている。

表1 薬事監視対象許可・届出施設数

業態		年度		3	4	5
医薬品	薬局			1,755	1,780	1,808
	製造業	専業	知事	60	60	60
		薬局			88	85
	製造販売業	第1種		1	1	1
		第2種		13	12	12
		薬局			88	85
	店舗販売業			841	847	879
	卸売販売業			227	228	227
	薬種商販売業					
	特例販売業			1		
配 置	販売業		145	132	130	
	従事者		296	300	237	
医薬部 外品	製造業		117	129	136	
	製造販売業		33	36	40	
化粧品	製造業		231	241	251	
	製造販売業		104	112	117	
医療機器	製造業		219	223	243	
	修理業		191	194	209	
	製造販売業	第1種		26	26	28
		第2種		34	37	39
		第3種		35	35	37
	販売業	高度管理		1,906	1,992	2,022
		管理		9,860	10,031	10,317
貸与業	高度管理		790	838	865	
	管理		4,050	4,081	4,130	
体外診断 用医薬品	製造業		14	18	17	
	製造販売業		7	8	8	
再生医療 等製品	製造販売業					
	販売業		44	44	47	
計				21,176	21,575	22,026

ア 薬事監視指導

医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保のため、千葉県薬事監視指導要領に基づき実施している。

この要領では効率的かつ統一的な監視指導を行うため、年間の監視計画を定めることとされており、主に次の事項を重点項目として、監視指導を行っている。

(ア) 薬局、医薬品販売業における管理者等による適正な管理

(イ) 毒薬、劇薬、処方箋医薬品、麻薬及び向精神薬の適正な取扱い

(ウ) 製造販売業（薬局製剤製造販売業を含む。）における適正な記録の作成、保管  
薬事監視指導の状況は、表2のとおりである。

表2 薬事監視結果

区分 年度	許可・届出施設数	立入検査施設数	違反発見施設数	違反発見件数	違反内容										
					無許可・無届業	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告等	毒劇薬の譲渡等	毒劇薬の貯蔵陳列	処方箋医薬品の譲渡記録等	制限品目の販売	構造設備の不備	その他
3	21,176	4,023	261	391	41	4	0	2	6	0	7	0	1	15	315
4	21,575	3,773	297	459	8	3	0	4	1	1	9	11	0	24	398
5	22,026	6,508	473	708	12	1	0	2	2	2	17	3	1	25	643

イ 試験検査

医薬品等の品質確保を図るため、監視対象施設において医薬品等を収去又は任意提供により、衛生研究所において試験検査を行っている。その結果は表3のとおりである。

表3 医薬品等試験検査実施状況

区分 年度	検体数	適合	不適合
3	2	2	0
4	2	2	0
5	2	2	0

ウ GMP

医薬品、医薬部外品の製造業の立入検査を実施し、医薬品等の製造管理及び品質管理並びに規則等への適合状況の確認及び指導を行っている。その状況は表4のとおりである。

表4 令和5年度GMP査察状況

業種 区分	立入数	判定		
		適合	要改善	不適合
医薬品製造業	15(133)	66	67	0
医薬部外品製造業	0(0)	0	0	0

注：立入数欄の（ ）内は品目数。また、判定は品目毎に実施

## (2) 医薬品等の安全対策

### ア 医薬品等に起因する事故

医薬品等に起因する事故としては、使用した医薬品等が不良品であったため起こる事故、品質が適正であっても使用方法が適切でないため起こる事故、あるいは、予測されない副作用による事故等が考えられる。

令和5年度は、県内で医薬品等に起因する事故として薬事監視指導要領に基づき報告されたものはなかった。

### イ 医薬品等の相談及び知識の啓発

医薬品等の正しい知識の欠如から発生する事故及び危被害を防止するため、昭和48年から「薬事アドバイザー制度」を創設し、薬務課に薬事アドバイザーとして薬剤師2名を設置し、医薬品等に関する相談対応や正しい知識及び正しい使用方法の普及啓発を行っている。

相談の状況は、表5のとおりである。

表5 薬事相談件数

区分	年度	危被害	広告	表示	使用方法	販売	効能効果	価格	包装	安全性	品質	その他	計
医薬品	3	23	0	1	84	13	75	0	1	364	19	71	651
	4	17	0	2	98	61	116	1	1	349	21	71	737
	5	16	0	1	64	46	97	0	0	312	9	47	592
医薬部外品	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3
	5	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	3
化粧品	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機器	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	5	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	3
その他	3	2	0	0	0	2	3	0	0	13	0	26	46
	4	0	0	0	0	2	3	0	0	10	3	24	42
	5	2	0	0	2	2	1	0	0	11	2	12	32
計	3	25	0	1	84	17	78	0	1	377	19	97	699
	4	17	0	2	98	64	119	1	1	363	24	96	785
	5	18	0	2	66	49	98	0	0	327	11	59	630

### ウ 医薬品等情報の収集・提供

医薬品の予期されない副作用は多岐にわたり、複数の医薬品の相互作用による副作用も報告されているところであり、これらの情報をデータとして収集伝達することにより副作用被害の拡大を防止することは重要である。

現在、厚生労働省ではWHO（世界保健機関）を通じ、世界の医薬品の副作用情報を収集するとともに医薬品製造販売業者等から報告を収集している。

さらに、平成9年度に従来の医薬品副作用モニター制度等の強化を図るため、「医薬品医療機器等安全性情報報告制度」が開始され、報告対象を全ての医療機関、薬局に拡大し、医薬品、医療機器等に起因すると思われる副作用情報、感染症情報、不具合情報を広く医師、歯科医師、薬剤師等から収集している。なお、

この報告は平成15年7月からは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき行われている。

一方、県では、厚生労働省から提供された情報を医療関係者等に伝達するとともに、一般消費者に対し、リーフレット等により、医薬品等に関する正しい知識の普及に努めている。

### (3) 生物学的製剤の検定等

令和5年度における本県の国家検定医薬品製造業者は2社で、生物学的製剤の検定申請が126件あった。検定状況は表6のとおりである。なお、令和2年6月30日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則が改正されたため、薬事監視員による封印は不要となった。

表6 検定状況

区分 \ 年度	3	4	5
検定件数	170	158	126
抜取	170	158	126
封印	0	0	0
不合格品	0	0	0

## 3 かかりつけ薬剤師・薬局の推進

### (1) 医薬分業の動向

近年、医療機関から発行される処方箋や受取率は全国的に増加を示しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により処方箋数が減少となった。本県においては、令和5年度における処方箋の発行枚数は前年の7.8%増の39,261,136枚となり、処方箋の受取率は、前年度より4ポイント増の83.6%となっている。

表1 処方箋の発行枚数の推移

年度	処方箋発行枚数	指数	受取率
26	34,519,496	100	73.1
27	35,503,529	103	74.6
28	36,326,896	105	76.5
29	36,584,166	106	77.4
30	36,979,631	107	78.3
元	37,123,362	108	79.2
2	32,585,513	94	79.4
3	34,778,747	101	78.4
4	36,416,784	105	79.6
5	39,261,136	114	83.6

(指数 平成26年度=100)

処方箋受取率全国比較 (令和5年度: R5.3~R6.2)

1位	秋田県	92.4%
2位	青森県	90.7%
3位	新潟県	90.3%
14位	千葉県	83.6%
	全国	80.3%

(2) 地域に根ざした薬剤師・薬局定着・養成事業

地域包括ケアシステムを構築する中で薬剤師・薬局が果たすべき役割を確立するため、市町村など関係機関との地域連携会議及び訪問薬剤管理指導実地研修を実施する。

4 毒物劇物等

(1) 毒物劇物等の監視指導

毒物及び劇物取締法に基づき、保健衛生上の危害防止のため、千葉県毒物劇物監視指導要領により実施している。この要領では効果的かつ統一的な監視指導を行うため、年間の監視計画を毎年度定めることとされており、保管管理、譲渡手続き及び事故防止対策等を重点項目として、監視指導を行っている。

監視指導の状況は表1のとおりである。

表1 令和5年度毒物劇物監視結果

区分	業体	項目	登録届出施設数	立入検査施設数	違反発見施設数	違反発見件数	違反内容									
							無登録・無届業者	登録基準	取扱責任者	貯蔵陳列場所	貯蔵陳列場所の表示	譲渡交付手続	不良品	不正表示品	特定毒物不法所持	その他
	製造業		153	53	8	10	1		1	2	1	1		3		1
	輸入業		48	9	1	1			1							
販売業	一般		896	289	48	60	2	1	6	13	3	28				7
	農業用品目		324	171	54	76			8	23	6	36				3
	特定品目		25	5	1	1				1						
使用者研究者等	業務上の取扱者	令第41条第1号の者	7	1								—				
		令第41条第2号の者										—				
		令第41条第3号の者	48	2								—				
		令第41条第4号の者										—				
		法第22条第5項の者	—	164	8	10	—		—	8	2	—				
		特定毒物研究者	29						—							
		その他	—													
	計		1,530	694	120	158	3	1	16	47	12	65	0	3	0	11

(2) 家庭用品の安全対策

化学工業の発展により各種化学物質が上着や下着等の繊維製品、洗剤、ガーデニング用木材等の各種家庭用品に使用されている。また、一般消費者の生活の用に供される製品には各種の化学物質が使用されている。

これらの化学物質による各種の健康被害から消費者を保護する目的で「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」が昭和49年に施行されている。この法律で規制の対象となっているホルムアルデヒド、

塩化水素、塩化ビニル等について、家庭用品の試買検査を衛生研究所で実施している。令和5年度は、繊維製品、家庭用化学製品等を対象に171検体の検査を行い、基準違反は認められなかった。

## 5 献血の推進

少子高齢化により献血可能人口が減少するなか、医療に必要なすべての血液製剤を国内の献血により確保するため、献血意識の向上を図るとともに、将来の献血基盤となる若年層に対する普及啓発の強化を図る。また、医療機関での血液製剤の適正使用を推進する。

### (1) 献血の状況

移動採血車により学校、事業所等から協力を得る一方、献血ルームにおいては広く県民の協力による献血を実施した。令和5年度の献血者数は236,025人、献血量は105,092リットルであり、いずれも増加傾向となっている。

今後の需要増に対応するためには、地域ぐるみの献血推進活動により一層の努力をしていく必要がある。

表1 献血実績

年度	受付人員(人)	献血人員(人)
3	256,527	230,492
4	255,815	232,260
5	261,057	236,025

表2 令和5年度 献血種別実績

種別	200mL献血	400mL献血	成分献血	計
献血人数	5,841人	157,984人	72,200人	236,025人

### (2) 血液製剤の供給

血液製剤は、医療に欠かせないものであり、他の医薬品と同様、安定供給が求められる。特に献血による血液が原料とされることから、貴重な資源が有効に利用され、かつ適正に使用されることが重要である。血液製剤の適正使用については、使用者側の医師等に対して説明会などを開催し、適正使用の推進を図っている。

令和5年度の輸血用血液製剤の供給本数は259,318本であり、前年度に比べ2,114本増であった。

需要圏の広域化については、関東甲信越ブロック血液センター（日赤本社）を中心に需要調整を行い、時期的な不足、特殊血液型不足に対応している。

表3 血液製剤供給状況

単位：本数

製剤別 \ 年度	3	4	5
全血製剤	0	0	0
赤血球製剤	165,244	167,563	168,187
血漿製剤	49,255	52,865	52,160
血小板製剤	34,288	36,776	38,971
合計	248,787	257,204	259,318

## 6 造血幹細胞移植の推進

白血病や再生不良性貧血等の血液難病の治療法として行われている造血幹細胞移植については、公平性、公共性、広域性を確保するため、平成24年に制定された「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」に基づき、国、(公財)日本骨髄バンク、千葉県赤十字血液センター等と相互に連携しながら造血幹細胞提供者の登録の推進に努めている。また、ドナーが骨髄を提供しやすい環境をつくるために、企業・団体等に対して骨髄ドナー休暇制度の整備を推進する。

### (1) 登録状況

令和5年度は、新たに2,121人の登録があり、県内の有効登録者数は20,870人で前年度より増加した。

※有効登録者数：登録を取り消された方の数を除いた登録者数

## 7 薬物乱用防止対策

### (1) 麻薬、覚醒剤等の取締り

#### ア 麻薬

麻薬は、医療上有用な医薬品であるが、反面この乱用による弊害は、個人はもとより社会的に大きな影響を及ぼすものであり、医療目的以外の使用が厳しく規制されている。麻薬取扱者に対し、麻薬及び向精神薬取締法に基づく立入検査を実施し、麻薬の保管、管理、譲渡、譲受、所持、施用等の適正な取扱いについて、指導を行っている。

令和5年度は、表1のとおり、対象施設4,525か所のうち765か所について立入検査を実施したところ、37施設に違反が認められた。違反内容の主なものは、譲渡・譲受に関する不備である。

表1 麻薬関係立入検査状況 ※国が所管する免許のため、計上しない。

業 種	事 項	対 象 業 務 所 数	立 入 検 査 回 数	違 反 業 務 所 数	違反内容数												
					麻 向 法 第 十 二 条	輸 入 輸 出 製 造 製 剤 小 分	譲 渡 ・ 譲 受	施 用 処 方 せ ん の 交 付	不 正 所 持	廃 棄	証 紙 容 器 及 び 被 包 の 記 録	譲 渡 証 ・ 譲 受 証	管 理 保 管	帳 簿	施 用 に 関 する 記 録	そ の 他	届 出 (事 故 ・ 報 告 ・ 中 毒)
	麻薬輸入業者	※															
	麻薬輸出業者	※															
	麻薬製造業者	※															
	麻薬製剤業者	※															
	家庭麻薬製造業者	※															
	麻薬元卸業者	※															
	計																
	麻薬卸売業者	37	12														
	麻薬小売業者	2,226	509	21			20		3	1			1			4	
	計	2,263	521	21			20		3	1			1			4	
麻薬診療施設	病院	282	221	9				1	3	1			1	3			
	一般診療所	1,361	22	6				1	4	1	1					1	
	歯科診療所	5															
	飼育動物診療施設	420	1	1										1			
	計	2,068	244	16				2	7	2	1		1	4		1	
	麻薬研究者	131															
	けし耕作者																
	けし研究者																
	大麻栽培者																
	大麻研究者	63															
	計	194															
	合計	4,525	765	37				22	7	5	2		2	4		5	

イ 大麻、けし

例年、5月、6月の2か月間、不正大麻・けし撲滅運動を実施し、県民に対し大麻・けしについて、啓発を図るとともに、野生大麻・けしの抜去、不正事犯の防止に努めている。

令和5年度は、けし6, 835本を発見し除去した。

ウ 覚醒剤

覚醒剤取扱者及び覚醒剤原料取扱者に対し、覚醒剤取締法に基づき立入検査を実施し、覚醒剤及び覚醒剤原料の不正使用を防止するとともに、保管、管理、譲渡、譲受等の適正な取扱いについて、指導を行っている。

令和5年度は、表2のとおり、対象施設10, 051か所のうち755か所について立入検査を実施したところ、6施設に違反が認められた。違反内容の主なもの、譲渡・譲受、帳簿に関する違反である。

表2 覚醒剤関係立入検査状況 ※国が所管する免許のため、計上しない。

事 項 業 種		対 象 業 務 所 数	立 入 検 査 回 数	違 反 業 務 所 数	違反内容数													
					製 造 ・ 輸 入 ・ 輸 出	譲 渡 ・ 譲 受	施 用 ・ 使 用 ・ 交 付	廃 棄	証 紙	譲 渡 証 ・ 譲 受 証	管 理 ・ 保 管	帳 簿	事 故 届	報 告	保 存 (譲 渡 譲 受 ・ 帳 簿)	そ の 他		
覚 醒 剤	覚 醒 剤 製 造 業 者																	
	覚 醒 剤 施 用 機 関	※																
	覚 醒 剤 研 究 者	75	1	1													1	
	小 計	75	1	1													1	
覚 醒 剤 原 料	覚 醒 剤 原 料 輸 入 業 者	※																
	覚 醒 剤 原 料 輸 出 業 者	※																
	覚 醒 剤 原 料 製 造 業 者	※																
	覚 醒 剤 原 料 取 扱 者	49	15															
	覚 醒 剤 原 料 研 究 者	9																
	薬 局	2,675	530	5		2					1	2					1	
	病 院 ・ 診 療 所	6,368	209															
	飼 育 動 物 診 療 施 設	875																
小 計	9,976	754	5		2					1	2						1	
合 計		10,051	755	6		2					1	2					2	

エ 向精神薬

向精神薬取扱者に対し、麻薬及び向精神薬取締法に基づき立入検査を実施し、向精神薬の不正使用や不正な流通を防止するとともに、保管、管理、譲渡、譲受等の適正な取扱いについて、指導を行っている。

令和5年度は、表3のとおり、対象施設11,553か所のうち860か所について立入検査を実施したところ、6施設に違反が認められた。違反内容は、記録に関する不備である。

表3 向精神薬関係立入検査状況 ※国が所管する免許のため、計上しない。

業 種	事 項	対 象 業 務 所 数	立 入 検 査 回 数	違 反 業 務 所 数	違反内容数												
					輸 入	輸 入	製 造 等	譲 渡 し 等	広 告	容 器 及 び 被 包 の 記 録	向 精 神 薬 取 扱 責 任 者	管 理 ・ 保 管	廃 棄	事 故 届	記 録	年 間 届	そ の 他
	向精神薬輸入業者	※															
	向精神薬輸出業者	※															
	向精神薬製造製剤業者	※															
	向精神薬使用業者	※															
	計																
	向精神薬卸売業者	2															
	免許みなし卸売販売業者	386	43														
	免許みなし薬局	2,675	588	3										3			
	向精神薬小売業者																
	計	3,063	631	3										3			
病 院 等	病 院	288	210	1										1			
	一 般 診 療 所	4,027	19														
	歯 科 診 療 所	3,235															
	飼育動物診療施設	875															
	計	8,425	229	1										1			
	向精神薬試験研究施設	65															
	合 計	11,553	860	4										4			

(2) 薬物乱用防止対策

覚醒剤事犯の検挙者数は依然として高止まりしており、大麻事犯は若年層を中心に検挙者数が増加していることから、関係機関で構成する「千葉県薬物乱用対策推進本部」が主体となり、薬物乱用を許さない社会環境づくりの推進を図るため、広範な啓発活動を展開している。

大麻を念頭においた対策として、小学校6年生保護者向け及び高校3年生向けに薬物乱用防止啓発用リーフレットの作成・配布を行うとともに、SNS等のインターネットを利用した広報を行った。

また、保健所に相談窓口を設置し、薬物に関する相談に応じるとともに、薬物の危険性等に関する正しい知識の普及を図るほか、関係機関の相談先の紹介を行っている。

さらに、県下に460名を委嘱している「薬物乱用防止指導員」は、薬物乱用防止のための地域活動を展開するとともに、保健所（健康福祉センター）単位で地区協議会を設置し、組織的な啓発活動の推進を図っている。具体的には、令和5年度において、地区協議会運営事業として街頭啓発活動を170か所で実施し、リ

ーフレット等の配布を行ったほか、薬物乱用防止指導員を対象とする研修会、小・中・高等学校の児童生徒等を対象とする講習会等を行った

### (3) 危険ドラッグ対策

危険ドラッグは、麻薬や覚醒剤と類似の構造をしており、快感や多幸感を高める作用や、幻覚作用等を有するものとして近年、インターネットなどで販売され、健康被害の発生や麻薬等の使用の契機となることから、県では、以下の指導取締りを実施している。

#### ア 知事指定薬物の指定

本県では、「千葉県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、医薬品医療機器等法で規制される指定薬物と同等以上に幻覚作用、興奮作用、抑制作用等の精神毒性を有する蓋然性の高い薬物を「知事指定薬物」として指定している。令和5年度は、15物質を知事指定薬物として指定した。

#### イ 危険ドラッグと疑われる製品の買上げ検査

危険ドラッグと疑われる製品の買上げ等により検体を確保し、衛生研究所において指定薬物等規制物質の検査を実施し、違法な製品の発見及び排除を行う。

## 8 水質管理

水道は、県民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことができないものであり、また、多くの県民が利用していることから、各種水道施設により供給される水の安全確保を図ることが必要である。また、飲用井戸の設置者等は健康被害を未然に防止するため、自己管理の徹底が重要である。

これらを踏まえ、水道施設等に対する水質管理指導及び自家用井戸水の衛生管理と飲用指導を行っている。

また、水道は、その形態・規模等により、水道法で「水道用水供給事業」、「水道事業」、「専用水道」、「簡易専用水道」に、また、千葉県小規模水道条例で「小規模専用水道」、「小規模簡易専用水道」に、それぞれ分類されている。

これら各水道に対して、保健所（健康福祉センター）等が立入検査を実施し、水質管理等の指導を行っているほか、専用水道及び小規模専用水道については、布設工事設計確認及び給水開始前の検査を行っている。

水道施設数及び立入検査数は表1のとおりである。

表1 水道施設数及び立入検査数

年度	水道施設数								立入検査数	立入検査率（％）
	供給事業 水道用水	水道事業		専用水道	簡易専用水道	小規模水道		計		
		上水道	簡易水道			専用水道	小規模 簡易専用水道			
R3	0	21	3	42	258	39	78	441	67	15.2
R4	0	21	3	42	260	40	74	440	135	30.7
R5	0	21	3	42	260	40	74	440	156	35.5

(注) 市の区域の水道を除く。

### (1) 水道事業及び専用水道

水道事業及び専用水道は、水道法により、定期又は臨時の水質検査の実施等が事業者により義務付けられており、これに係る水質検査結果の確認、検査方法及び水道の水質に直接関係する問題についての指導、その他衛生上の措置についての指導を行っている。

### (2) 簡易専用水道

簡易専用水道は、水道法により、水槽の定期清掃（年1回以上）の他、管理基準に従った適正な管理を行うこと、及びその管理状況について厚生労働大臣の登録を受けた者が行う検査を年1回定期的に受けることが設置者に義務付けられている。

検査状況は表2のとおりである。

表2 簡易専用水道の検査状況

年度	施設数	検査数	検査率（％）
R3	258	217	84.1
R4	260	224	86.2
R5	260	211	81.2

(注) 市の区域の簡易専用水道を除く。

### (3) 小規模水道

千葉県小規模水道条例により、水道法の適用を受けない水道であって、50人以上の者に飲用水を供給する施設を対象として、水道法の規制と同様、安全な飲用水の供給確保を図っている。

小規模専用水道については、新設・増設等の布設工事設計確認、給水開始前の検査の他、施設基準の遵守、水質検査等を義務付けることにより、また、小規模簡易専用水道については、給水開始届、管理基準の遵守

等を義務付けることにより、衛生上安全な飲用水の供給が行われるよう指導している。

## 9 温泉

本県の温泉は南房総地区に多いが全県的に分布しており、利用源泉は143本で旅館、公衆浴場等319施設に利用されている。房総半島は非火山帯であるため、高温度の温泉は期待できないが、最近は大深度掘削により、42度以上の湧出のみられる源泉も掘削されている。

また、泉質は、ナトリウム-炭酸水素塩泉、ナトリウム-塩化物泉、ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩泉、単純硫黄泉に大別される。

なお、保健所（健康福祉センター）別による分類は表1のとおりである。

表1 保健所（健康福祉センター）別温泉数 （令和5年度末現在）

保健所（健康福祉センター）名	利用源泉数		温度別源泉数		
	自噴	動力	25℃未満	25℃以上 42℃未満	42℃以上
習志野		2	2		
市川		5	1	4	
松戸		4		4	
野田		1			1
印旛		6	2	4	
香取		1	1		
海匝	1	9	8	2	
山武		4	2	2	
長生	1	3	4		
夷隅	7	15	17	5	
安房	5	48	51	2	
君津	9	6	10	5	
市原	2	6	7	1	
千葉市		2		2	
船橋市		1		1	
柏市		5		4	1
計	25	118	105	36	2

## 10 災害時等の医薬品等の確保対策

### (1) 災害用医薬品等

千葉県地域防災計画の一環として、震災等災害発生時の初期医療活動に必要な医薬品等を確保し緊急に対応するため、必要な医薬品（28品目）及び衛生材料（14品目）の保健所（健康福祉センター）等への備蓄を行っている。

また、災害時において市町村等から医薬品等の確保について応援要請を受けたときには、各保健所（健康福祉センター）等に備蓄しているもののほか、千葉県医薬品卸協同組合等との協定に基づき、医薬品卸業者の県内営業所等から調達し、救護所等に供給する。

## (2) 防疫用薬剤

感染症の発生等の際し、県及び市町村の防疫活動を円滑に行うため、初期防疫に必要な医薬品（クレゾール石けん液、塩化ベンザルコニウム液、次亜塩素酸ナトリウム溶液）を保健所（健康福祉センター）等に備蓄し、供給要請に迅速に対処できるよう整備している。

## (3) 緊急用医薬品

緊急時の対応を図るため、救急体制を整備するとともに、国有ワクチンの一部（乾燥ボツリヌスウマ抗毒素 A B E F 型、乾燥ボツリヌスウマ抗毒素 E 型、）を千葉県救急医療センターに備蓄し、供給要請に迅速に対処できるよう整備している。

## (4) 抗インフルエンザウイルス薬

新型インフルエンザの流行による県民の健康被害の拡大や社会機能の低下などの影響を最小限に抑制するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき、平成 18 年度から抗インフルエンザウイルス薬を、国が示す備蓄目標量に従い、計画的に確保している。